

お送りいただく証明書類について

1. 原状回復費用（修理費用）の実費をご負担されたことが確認できる書類
墓石等の修理にかかる領収書（原本）
2. 墓石等の存在が確認できる写真
墓地区画ごとに、以下3点すべての写真（原本）。
墓地区画全体の写真
墓銘がわかる写真
（平成23年3月11日以前に）直近で埋葬された方のお名前がわかる写真
3. 墓地区画の所在地が確認できる書類
ご請求者さまが修理された墓石等が存在する墓地の区分（1）～（4）に応じて、墓地区画の所在地が確認できる書類のうち、いずれか1つ。
 - （1）寺院・民営・公営墓地
 - ・埋蔵証明書（原本）
 - ・永代使用許可書（写し）
 - ・墓地使用証明書（当社書式）
 - * これらの証明書類に所在地の記載がない場合は、墓地区画の所在地（番地まで）が記載されたパンフレットやホームページの写しを併せてお送りください。
 - （2）村落・共同墓地
 - ・埋蔵証明書（原本）
 - ・永代使用許可書（写し）
 - ・墓地管理組合の規程または約款の写し（墓地の名称および墓地区画の所在地が確認できる箇所の写し）
 - ・組合の看板の写真（墓地の名称および墓地区画の所在地が確認できる箇所の写し）
 - * すでにお手元にある場合のみ、墓地の名称および墓地区画の所在地のわかるページ（写し）をお送りください。
 - （3）個人墓地（ご自身以外の方の土地）
 - ・土地使用に関する契約書（写し） 土地使用貸借契約書など
 - ・土地使用者確認書（当社書式）
 - （4）個人墓地（ご自身の土地）
 - ・課税明細書（原本）
 - ・不動産登記簿
 - * 課税地目、登記地目が「墓地」である必要はございません。
 - * 課税明細書を当社に既にお送りいただいている場合、再度お送りいただく必要はございません。
 - * 不動産登記簿は当社にて取得いたしますので、お送りいただく必要はございません。

以 上